

地震保険制度と共済に係る勉強会（第1回）議事録

令和8年1月28日（水）14：00～15：30

財務省第一特別会議室（本庁舎4階）

1. 開会
2. 委員等紹介
3. 勉強会の運営について
4. 事務局説明
 - ・地震保険制度と共済について
5. 日本損害保険協会説明
 - ・地震保険制度の概要と損害保険業界の取組内容
6. 討議
7. 閉会

出席委員 大野澄子
佐藤主光
洲崎博史
中出哲
藤田友敬（座長）
堀田一吉

（敬称略）

オブザーバー 一般社団法人日本損害保険協会
一般社団法人外国損害保険協会
日本地震再保険株式会社
損害保険料率算出機構
金融庁監督局保険課

出席者 中小企業庁
農林水産省
水産庁
厚生労働省

事務局 財務省大臣官房信用機構課

午後 2 時 00 分開会

○高橋信用機構課長 定刻になりましたので、ただいまから第 1 回地震保険制度と共済に係る勉強会を開催させていただきます。

私、事務局を務めさせていただきます財務省大臣官房信用機構課長の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日、初めての会合でございますので、メンバーの皆様について御紹介させていただきます。五十音順に、弁護士の大野委員、一橋大学の佐藤委員、本日オンラインで御参加いただきます同志社大学の洲崎委員、早稲田大学の中出委員、東京大学の藤田委員、慶應大学の堀田委員でございます。また、本日は御欠席でございますが、公認会計士の草地委員にもメンバーとして御参加いただいております。オブザーバーにつきましては、名簿を御参照いただければと存じます。また、本日、第 1 回は共済の根拠法を所管する中小企業庁、農林水産省、水産庁、厚生労働省にも参加いただいております。

続きまして、本勉強会の座長につきまして御意見ございますでしょうか。

○佐藤委員 では、私のほうから藤田委員をぜひ推薦させていただきたいと思えます。藤田委員にはこれまで地震保険制度等研究会でもお世話になっておりまして、専門家として様々な議論に貢献いただきましたので、適任かと存じます。よろしくお願いいたします。

○高橋信用機構課長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御推薦いただきました藤田委員に座長をお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋信用機構課長 それでは、御異論がないようでございますので、藤田委員にお願いしたいと思います。藤田委員、座長席へ御移動をお願いいたします。

早速でございますが、藤田座長から座長就任に当たり一言御挨拶を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

○藤田座長 座長に就任させていただきました藤田でございます。

地震保険と共済の問題は、発足以来、長年、検討がきっちりされないまま今日に至っております。この問題につきましては、いろいろ難しい課題を多く抱えているものと思いま

すけれども、皆様の御助力を得まして、何らかの考え方の整理ができればと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

大変短いですが、座長の挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○高橋信用機構課長 ありがとうございます。

議事の進行につきましては藤田座長にお願いしたいと思いますが、議事に入ります前に事務局より配付資料の確認をさせていただきます。お手元に、議事次第、資料1 事務局の資料、資料2 日本損害保険協会の資料をお配りしております。ございますでしょうか。

次に、本勉強会の運営について御説明させていただきます。本勉強会自体は非公開といたしますが、議事録について、メンバーの皆様に御確認いただいた後に財務省のホームページに公表することとしたいと思います。また、各会で配付する資料については原則、勉強会終了後、速やかにホームページで公表させていただきたいと思っております。

以上、事務局から勉強会の運営について御説明いたしました。

それでは、議事の進行を藤田座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○藤田座長 それでは、議事に入りたいと思っております。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○高橋信用機構課長 事務局より説明させていただきます。

資料1を御覧いただければと思います。1ページ、枠囲みですが、地震保険制度の趣旨・目的は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することです。

2ページ、地震保険制度の概要です。表の3段目、付保割合という欄ですが、火災保険金額の30～50%。4段目、限度額、建物5,000万円、家財1,000万円。5段目、損害区分は、全損、大半損、小半損、一部損の4段階。一番下の段、保険料率はノーロス・ノープロフィット原則、すなわち収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければなりません。

3ページ、政府による再保険につきましては、表の1段目、一定規模以上の保険金支払いが生じた場合、政府がその一部を支払うよう再保険を引き受ける。具体的には、損害保険

会社が引き受けた地震保険の全部につき、日本地震再保険株式会社が再保険を引受け、さらにそれを政府が再保険の引受けを行うということでございます。一番下の段でございますが、準備金残高、現在、国が2.2兆円、民間が0.6兆円の計2.8兆円となっております。

4 ページ、地震保険法上の共済の位置づけでございます。地震保険に関する法律は、制定当初から第2条第1項で、他の法律に基づき火災に係る共済事業を行う法人で財務大臣の指定するものを、地震保険制度の対象としております。これまでこの規定に基づいて指定された共済はございません。

5 ページでございます。本勉強会におきまして、委員の皆様にご議論いただきたい事項は、地震保険制度への共済の参入について、どのような場合に、財務大臣が共済を指定することが適切であるか、指定の基準はどうあるべきか。その他、共済が地震保険制度に参入する場合、どのような課題があるかでございます。本勉強会では、地震保険制度への共済の参入について議論することを念頭に置いてございまして、地震保険制度そのものを議論するという念頭に置いているものではございません。

6 ページでございます。今ほど、御議論いただきたい事項のどのような場合に共済を指定することが適切であるかという点に関しまして、その手がかりとして、地震保険制度創設時の答申を御説明させていただきます。地震保険制度への共済の加入につきましては、制度創設検討時から論点の一つとされておりましたが、共済の性格や規模が区々である等の事情によりまして、当時の保険審議会においても結論が出ず、個別のかつ慎重に検討する必要があるとされました。答申の中ほど、「少くとも、これらの組合が地震危険を担保するには、まず、組合の健全性の維持、契約者保護の見地から十分な法的規制と監督が行われること、全国的な危険分散の方途が講ぜられること、損害の集積予想に対し相当の担保力を有すること等がその前提」とされております。

この箇所をもう少しかみ砕いたものとして、7 ページでございますが、「地震保険のすべて」という本に記載がございます。(イ) (ロ) (ハ) とございまして、(イ) は契約者保護の観点から監督法規の整備、(a) が行政庁の監督・検査、(b) が責任準備金、流動資産、(c) が掛金率の行政庁の関与、(d) が組合員一人当たりまたは一危険当たりの契約金額の制限、(e) が財産運用、区分経理等でございます。(ロ) 地震保険制度の趣旨に照らし、契約者の範囲が特定の地域または特定の職種に限定されず、全国的であり、かつ、全国的な危険分散組織を有し、現実に危険分散が確保されていること、(ハ) 十分な担保能力と整理をされております。

8 ページ以降で、損害保険会社と共済の比較につきまして、表の形で整理を試みてございます。お時間に限りがございますので、詳細は御覧いただきたく存じますが、一部、簡単に触れさせていただきます。

一番左の欄が損保会社、地震保険制度の欄でございます、右の5つが各共済根拠法でございます。監督行政庁は、損保が金融庁で、共済は基本的に都道府県の区域を超えないものは都道府県といったようになっております。主な組織でございますが、地震保険は損保会社で、J A 共済は全国組織である全共連と514の農協が共同で引受け。一番右の欄でございますけれども、中小企業等協同組合法ですが、全国組織である日火連と41の火災共済が共同で引受け、ただし、都道府県が所管する組合のうち日火連に加盟していない組合も4つ存在するというところでございます。

9 ページ、商品性でございます。一番左の欄は2 ページと同内容ですが、例えば一つ右の欄、J A 共済ですが、限度額が住宅で2.5億円、契約方法は建物更生共済の本体で補償されるということになっております。

10 ページですが、損害区分は、例えば地震保険は4段階ですが、J A 共済は地震保険の4段階のような区分はございません。また、満期共済金がございます。料率は、地震保険は都道府県を3区分に分けてございますけれども、J A 共済であれば全国一律となっております。その他の共済も区々でございまして、地震保険制度とも、また共済ごとに商品性・料率に差があります。

11 ページ、規模ですが、地震保険、J A 共済はかなり大きな規模がございますが、これに比べると、一番右の欄の中小企業等協同組合法はかなり小さい規模となっており、共済の中でも差がございます。

12 ページ、監督・検査、それぞれ法律で規定をされてございます。

13 ページ、責任準備金、それぞれ法律で規定されておまして、一番左の欄、地震保険の場合は、地震保険に係る責任準備金を積み立てるとされております。

14 ページ、流動性リスクについて、それぞれの監督指針で規定をされております。

15 ページは、料率について、行政庁の関与について整理をしたものです。

16 ページ、一事故当たりの総支払限度額等でございますけれども、地震保険の場合は、12兆円を超える場合にはプロラタ削減ができるとされております。例えばJ A 共済の場合は、総支払限度額の規定はございませんが、準備金等を取り崩してもなお共済金を支払うことができないときは、一定の率により削減して支払う旨、約款で規定されております。

17ページ、財産運用について、運用方法が法令等で定められておりまして、監督指針において資産運用リスクについて規定されております。

18ページ、区分経理について、地震保険は危険準備金運用益を積み立てる必要がありますことから、必要な範囲で個別の管理を行っております。共済は、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理することとされております。

19ページ、契約者の範囲ですが、地震保険は制限がございません。例えばJA共済は、正組合員は農業者、准組合員は地区内に住所を有する者等、員外利用は5分の1までとされており、他の共済においても規定が設けられてございます。

20ページ、財務の健全性は、損保会社はソルベンシー・マージン比率を発動基準とする早期是正措置の枠組みがございまして、共済も健全性基準に基づく早期是正措置があるものが多くなっております。

21ページが、収支について法令や監督指針を整理しております。

以上、駆け足で大変恐縮ですけれども、事務局からの説明でございまして。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、日本損害保険協会から御説明をお願いいたします。

○三反崎地震保険特別PTリーダー 日本損害保険協会地震保険特別PTリーダーを務めております三反崎でございます。

私からは、地震保険制度の運営において、損害保険業界が担っている役割や取組内容について補足させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。一番下に、民間における地震保険の位置づけについて記載しておりますが、損害保険業界は、損害保険事業の公共性に鑑み、国策である地震保険の創設趣旨に賛同しまして、その運営に協力しているもので、先ほどの御説明にありましたとおり、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき制度運営に携わっております。次ページ以降でポイントを絞って具体的に御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。地震保険は住まいの火災保険に原則自動付帯で契約しているということ、資料の表の上から4点目に記載をさせていただいております。また、その一つ上ですが、対象の物件ですけれども、居住の用に供する建物、生活用動産が対象となっております。これらに該当しないものは地震保険の対象外となります。火災保険は原則地震保険を付帯してお引受けするという前提で、必要な契約の引受けの仕組みを構築し

ております。

続いて3ページを御覧ください。こちらは官民の役割分担の考え方についてまとめてございます。民間は巨額の立替えを超長期で保有できないので、通常の企業ベースを超えて長い期間を基にして保険収支を考え得る国が地震保険の再保険を引き受け、民間は普及促進と保険金の支払いについて、民間が保有する全国ネットワークなどを活用して対応しております。

続きまして4ページを御覧ください。こちらでは、地震保険制度の運営に携わっている損害保険協会、日本地震再保険株式会社、損害保険料率算出機構の概要を記載しております。まず、損保協会及び外国損保協会は、地震保険制度の広告・宣伝活動及び制度検討などの保険業界全体の取りまとめを担っております。また、日本地震再保険株式会社は、地震保険法に基づき設立された国内唯一の家計地震保険の再保険専門会社であり、政府と民間の間の再保険取引を一元的に処理するとともに、一定の保険責任を負担するなどしています。また、株主は損害保険会社によって構成されております。次に損害保険料率算出機構でございますが、地震保険の基準料率を算出しています。損保料率機構は、料団法に基づき設立をされておきまして、地震保険以外の損害保険の参考純率の算出・提供も担っております。このように、損害保険会社、損保協会、外国損保協会、損保料率機構、地再社が協力して、地震保険制度の健全な発展及び安定的な運営に取り組んでおります。

続きまして5ページを御覧ください。こちらでは、政府再保険の仕組みを記載しております。先ほども少し御説明がございましたが、まず表の上段の左側ですけれども、損害保険会社が契約者と地震保険の契約を締結いたしまして、保険料の流れを、その後、グレーの矢印で示しております。損害保険会社は、引き受けた地震保険契約の全額を地再社に再保険として出しております。その後の対応は、表の下段のほうに記載しておりますが、地再社はその一部を保有し、一部を損害保険会社に、残りを政府に再々保険を出しており、損害保険会社各社、地再社、政府が保険責任を負っております。

次に保険金の流れですが、こちらは黒色の矢印で記載をしております。地震が発生をいたしますと、損害保険会社が自社の契約者に保険金を全額支払い、その後、再保険金として回収しております。そのため、損害保険会社は資金の流動性にも留意した業務運営を行っております。なお、超巨大地震が発生した場合の制度として、損害保険会社が契約者に実際に保険金を支払う前に、発生した地震による損害の概算額を基に保険金支払いに必要な資金を事前に国から供給いただく概算払い制度がございますが、これまでに利用し

たのは東日本大震災のみとなります。

続きまして、資料の6ページを御覧ください。こちらでは総支払限度額と官民責任額について御説明いたします。総支払限度額は、我が国において想定し得る巨大地震、こちらは関東大震災の再来を想定しておりますが、こちらの保険金支払いに支障のないように、1回の地震等における限度額を設定したもので、現在、12兆円が設定されております。総支払限度額は、保険契約増加に伴うPMLの増大を踏まえて見直しがなされております。

下の図は、総支払限度額12兆円の官民責任額を図として示したものでございます。前のページで、損害保険会社、地再社、政府が保険責任を負担していると御説明いたしましたが、図の黒い部分が民間、こちらは損害保険会社と地再社の負担を表しており、白い部分が政府の負担を示しております。具体的には、1,913億円までは全額民間が負担し、それを超えて4,105億円までは官民半々で負担、4,105億円を超える部分は民間が0.3%を負担するというのが現在のスキームとなっております。地震の発生がなく、民間に配分された再々保険料に余剰がある場合には、これを危険準備金として積み上げて、将来の地震に備えております。官民の責任額は毎年見直しをされており、民間の責任額は、危険準備金の残高を踏まえて設定しております。危険準備金残高の水準よりも低く設定することで、巨大地震が連続発生しても保険金の支払い能力に余力を持たせております。

続いて、資料の7ページを御覧ください。こちらには保険料率の算出について記載をしてございます。先ほどの御説明にもありましたとおり、地震保険の料率は都道府県ごと、建物の構造ごとに設定をしております。地震保険の基準料率は、保険料率は収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならないという理念に基づき、利潤を含まず、中長期的に収支が相償するように損保料率機構が算出しております。基準料率は、損保各社及び地再社が報告した各種データを用いて算出するため、それに伴い必要なシステム手当てを行っております。また、基準料率は金融庁の審査を経て決定されます。また、現在は建物の耐震性能ですとか、建築年による割引制度を設けられているというところが、資料の右側のほうに記載をしてございます。

続きまして、資料の8ページを御覧ください。こちらでは地震保険の引受けに関して御説明を記載しております。地震保険は火災保険に原則付帯しておりますが、御契約者の意向によりまして地震保険を付帯しないという選択も可能です。ただし、それには慎重な御判断が必要となりますので、契約の申込みの押印とは別に、地震保険の意向に関する押印もいただきまして、しっかりとお客様の御意向を確認した上での引受けとしております。

また、先ほど申しました割引制度につきましては、公的な資料などを取り付けるなどして、適切な業務運営に努めております。

また、下段のほうに保険料控除制度への対応について記載をしておりますけれども、保険料控除制度に対応するために、損保各社は保険料の控除証明書を発行しております。近年は、マイナンバーを活用した地震保険料控除のデータを確定申告に連携する仕組みも開発しております、業界全体として取り組んでいるところでございます。

続きまして、資料の9ページを御覧ください。こちらでは地震保険の損害調査の目的や概要を御説明いたします。地震保険の損害調査では、広範囲に大量の罹災物件が同時発生する状況において、迅速・的確・公平な調査を行うことが必要となります。そのため、建物や家財の損害調査においては、全ての損害を確認するのではなく、一定の基準に基づいて、建物の機能を確保する部位の損傷や家財の代表的な品目の損傷を確認し、建物や家財全体の被害程度を調査します。保険金支払いに関しては、調査対象の被害程度に応じて損害割合を算出し、その割合に基づいた4区分での損害認定を行って、保険金額の一定割合をお支払いしますが、同一物件に複数の保険契約が締結されている場合には、保険会社間で保険金額の調整を行った上で保険金をお支払いする必要がある場合がございます。

続いて10ページを御覧ください。こちらでは保険会社と損保協会における損害調査に関する対応の流れを御説明します。平時において、保険会社では個社システムの開発や管理、研修などの準備を行っております。有事には災害対応拠点を設置し、全国から対応要員、社員や社外鑑定人の確保や交通手段の確保、お客様対応に向けた事前準備を行います。このように、適切な査定体制構築ができるかは地震保険を取り扱う上でのポイントとなります。また、平時において損保協会では、業界共通のシステムの開発や管理、業界取組の検討などを行い、有事にはそれらを活用・実施して各社の調査をサポートします。お客様対応は、資料下部の記載の流れで行いますが、地震の規模や被災状況などによっては、業界取組である損害状況申告方式を活用した書面での調査や共同調査による損害認定を行います。

続いて11ページを御覧ください。こちらは業界の取組やシステムについて御説明をしております。いずれも特に大規模な地震が発生した場合などに限定的に実施するものであり、損害状況申告方式は、お客様から提出いただいた損害状況申告書に基づいて損害査定を行うものです。また共同調査は、航空写真などを用いて被災地域の状況を確認し、損害程度を同じくする地域を街区単位で設定する取組であり、認定された地域の建物は、現地調査

を省略して保険金をお支払いできます。業界システムについては、地震損害申告サポートと地震アプリがあります。地震損害申告サポートは、損害状況申告方式のWEBシステムであり、お客様からの申告や保険会社の損害認定手続をWEB上で行います。また地震アプリは、立会調査を行う際に調査員がモバイル端末上で損害調査書を作成できるアプリです。

続いて、資料の12ページを御覧ください。こちらは地震保険の普及促進活動について記載をしております。業界全体としての取組といたしまして、損保協会がマスメディアなどを通じた情報発信や地方自治体などと連携した普及活動を実施し、損害保険各社はそれぞれのお客様に対して地震保険の御案内や地震リスクに対する啓発活動などを実施しております。

続きまして、資料の13ページを御覧ください。最後に、損害保険会社の契約者保護の仕組みについて御説明します。損害保険会社は、保険業法による規制、金融庁による監督・商品審査などに従って業務運営を行っておりますが、ソルベンシー・マージン規制による財務の健全確保の取組や、万が一、損害保険会社が破綻した場合のセーフティーネットである損害保険契約者保護機構等の仕組みを構築しております。これらは地震保険固有のものではございませんが、結果的に地震保険制度の安定的な運営に資するものとなっております。

以上、駆け足ではございますが、協会の御説明となります。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ここまでの説明を踏まえ、委員の皆様から地震保険制度への共済の参入について、どのような場合に財務大臣が共済を指定することが適切であるか、指定の基準はいかにあるべきか、その他、共済が地震保険制度に参入する場合、どのような課題が考えられるかといった点について、まずはどのような論点が考えられるかを中心に、御意見、御質問をいただければと思います。初回ですので、できるだけ幅広い御意見をいただければと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○佐藤委員 初回なので、今後の進め方も併せてだと思っんですけども、私は経済学者なので、制度論よりは実態論のほうを重視する立場にいますので、実際問題として、共済側にどれくらい地震保険に参加したいというニーズがあるかということ。興味ないというのであれば話が終わってしまうので。したがって、まずは共済側の意向というのを確認し

たほうが良いということと、それから、もちろん損保側の意向、今日御説明に来られていますけれども、損保側の懸念は何かということですよ。自分たちの仲間ではないというのは、それはそうなのですが、システム上、実務的にこういう課題があるとか、今日も損害査定のところなどいくつか御紹介いただいている、実務的なところでもいろいろとハードルはあると思いますので、もし損保業界側の懸念があれば、懸念材料を出してもらいたいということ。

それから、大きな違いは、私が思うに、保険会社と共済とでは監督庁が違うので、この点についてはある程度、平仄を合わせていかないといけないということも考えると、今度は農水省さんを含めて各所管庁のほうから共済の監督において、例えば金融庁とかがやっているものと何が違うのかであるとか、大体合っているというならそれはそれでいいんですけど、実はここの目線が全くないとか、ここは全然違うとか、そういったところの監督する現場での差異というもの、そのあたりをそれぞれ確認したほうがいいのかないという気がします。

それから、財務大臣が認めるに当たって何が基準かということ、最低限の基準として言えるのはリスク分散ができていくかどうかということでは否めない。共済はどうしても、良い意味で地元密着型なので、逆にリスクが分散しにくい。もちろんJAの建物更生共済を含めて、逆に幅広にやっているところもありますので、共済によって区々なのは分かります。ただ、地域的な分散がちゃんとできているかどうかであるとか、あとは申し訳ないですけど、やはりガバナンスのところですかね。財務の健全性を誰が確認しているのかであるとか、そこを監督庁がちゃんと見ているかと。特に都道府県が監督している場合、ちゃんと見ているかと、これも実態論に近いと思うんですが、その辺がちゃんとできているかどうかということ、そこはある程度、損保側と平仄を合わせていかなければいけないのかなという気がしています。これは多分、今後何回かやると思うので、各種ヒアリングをされることを強くお勧めします。

○藤田座長 どうもありがとうございました。最後いただいた2点、リスク分散が最低限ちゃんとできているか、とりわけ地域的な分散とか、ガバナンスの適切な在り方が確保できているかということは検討すべき視点、論点として御指摘いただいたものと思いますが、最初何点か御質問、さらなる情報提供、あるいは調査の御要望をいただいたと理解しますので、現段階で答えられる点があればお答えいただければと思います。共済側にニーズが

あるかについては、事務局に言っていただいた上で共済の方々をお願いしたほうがよろしいですかね。まずそれをお願いします。

○高橋信用機構課長 事務局でございます。共済側のニーズでございますけれども、財務省には、個別の共済から参入について問合せはあるという状況でございますけれども、ニーズを網羅的に把握しているという状況ではございません。

○藤田座長 共済についてはそのほか何か情報ございますでしょうか。この場で分かることがあればいただければと思いますし、なければさらに調査ということになるかと思えます。どうぞ。

○堀田委員 ニーズがないかという話でしたけれども、私はニーズはあると思います。共済も迫りつつある巨大な震災に対して、果たして補償責任を全うできるかどうかという、かなり切迫した緊迫感というのは大いにあると思うんですね。ここでの議論を共済の皆さんもかなり注目されているのではないかと思います。

保険と共済は、私は広い意味で地震災害から国民生活や財産を保護するという大義名分というのは共有していると思います。これまで、保険と共済は競合的關係で議論されることが多かったりしたのですが、国民生活を保護するという政策目標において、協同できる部分は少なくないと思います。私は制度設計についても、両者が歩み寄るような理想的な仕組みがあるのではないかと思います。

○藤田座長 どうもありがとうございました。およそ誰も欲していないのに抽象的に話を始めているわけではないという意見を伺ったという形で、差し当たりこの論点についてはこのあたりでよろしいでしょうか。必要があれば、さらに具体的なニーズについては調査していただくということでもよろしいでしょうか。

今、佐藤委員からもう2つほど御質問があって、1つは民間損保会社の側から何か課題、懸念といったものを感じる点はないかといったことが2点目だったと思います。今日御報告いただきましたけど、何か付け加えてそういう観点からあるようでしたら御意見をいただければと思います。全て今日で終わりというわけではないですけど、もし現段階で御意見があればいただければと思います。

○三反崎地震保険特別PTリーダー ありがとうございます。具体的にどのように参入す

るかというところの話がない中なので、個別具体的な課題についてはなかなか申し上げにくいところではございますが、まず前提といたしましては、地震保険法第1条の理念に基づいて、損保と、もし共済が参入される場合も、公平な制度になるかというところは一つ気にしているところではございます。どのように入るか分からない中ではありますけれども、共済も参入できるような法律の建て付けになっておりますので、仮に現在の地震保険の仕組みにそのまま入ったと仮定した場合に、どのようなことが実務的に懸念されるかというところにつきましては、先ほど業務の運営について少しお話をさせていただきましたけれども、引受け面、保険金支払い面、両面におきましては、財務省の皆様とも個別具体的な実務のところについては御相談をしながら対応しているところではございまして、共済におかれましても、現在、我々が対応しているような指針などと同等のものに沿った業務運営をされるのかどうかというところは少し気にしているところではございます。そこに例えば差異が生じるようなことがありますと、契約者間の公平性の観点でどうなのかといったところもございまして、地震保険制度自体に何か影響があるのかというところを少し気にしているところではございます。

本日のところは一旦、以上とさせていただきます。

○藤田座長 どうもありがとうございました。本日のところの御意見ということで承りました。今後、検討が進められていくに従い、具体的にさらに様々な論点、あるいは懸念も表明されることもあるかもしれませんが、そのときはそのときでまたお伺いいたします。

最後に監督の在り方について御質問があったんですが、これは監督官庁、金融庁保険課、あるいはその他からもし感触をいただければ。現段階では特にないというのでしたらそれでも結構ですけれども、もし現段階で何かございますようでしたらお願いいたします。

○佐藤保険商品室長 金融庁でございます。現段階では特にございません。

○藤田座長 分かりました。ただ、これもいずれ検討を進めていくに従って、監督の規律の在り方をそろえる必要があるか、どの程度そろえる必要があるか、あるいはおおむねそろっているからこれでいいか、そういった検討も必要になると思いますので、おいおいまた御意見をいただければと思います。

佐藤委員、こういったところでよろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

続きまして、そのほかの委員からどの点でも御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。中出委員、お願いいたします。

○中出委員 佐藤委員からの御質問にも関係すると思いますが、この会の議論における前提として、まず共済側のニーズはどのようなかという話については、今、堀田委員から、共済側でも広くプロテクションに対するニーズはあるとのお話がありました。それは一般的にも理解できますが、そこで確認したいことは、そのための全く新しい仕組みが欲しいというニーズなのか、あるいは、地震保険という制度がありますので、その中に加わりたいというニーズなのか、この場合には地震保険という今ある制度に共済が加わることになるので、その場合の論点を考えていくこととなります。第3には、共済が地震保険制度に入るために地震保険制度も何か修正をする必要があるのかとなってくると思います。ここでの議論は、2番目の、基本的には共済側のニーズはあまり具体化されてないものの、地震保険というものが既にあるので、そこに入る場合の問題点を議論する、地震保険自体は変えずに共済が入ることが実際に可能かどうかを議論することでよいでしょうか。その場合、共済が加わる場合のデメリットも、あわせて検討する必要があると思いますので、今、地震保険を運営しているプレーヤーである保険会社を中心とした組織や制度における課題だけでなく、そして、加わることで逆に共済組合等にデメリットを与える可能性もあるかもしれないので、両方を複合的に考える必要があるように思いました。この勉強会における議論としては、地震保険に入ることを認めるための条件や論点を検討するというスタンスで考えればよいということですか。

○藤田座長 最後の点は、むしろ事務局へ問題設定の質問かもしれませんが、地震保険に、今の制度に乗っかるような形で入るようなシナリオを想定するのか、入れるようにすることを目的に制度のかなり根本的なところも含めて検討するのかという質問だとすると、最初に事務局から御説明があったように、前者を基本的には想定している。およそ法律をどこも直さないかどうかはともかく、あまり根本的なことを変えてまで対応しようという話ではないというスタンスの御確認ですかね。それは事務局、今のようなことでよろしいですかね。

○高橋信用機構課長 そのとおりでございます。

○中出委員 ありがとうございます。

○藤田座長 そのことを前提に、若干、問題点を御指摘されたかとも思うのですが、大きく制度は直さないことを前提で加入ということを考える上での論点として御指摘をいただいたと受け取ってよろしいですね。どうもありがとうございました。

そのほか、どの点でも、御意見、御質問等ございますか。堀田委員、よろしく願います。

○堀田委員 私は地震保険の検討会においてかれこれ20年近く議論に参加させていただきました。地震保険制度の問題を中心にもちろん議論されているんですけども、そこでは、共済の存在を、意識的なのかあるいは無意識的なのか、外した形で議論がなされていたことが多い気がしていました。地震保険の世帯加入率を見ると、なかなか頭打ちだという主張がなされますが、実はそこに共済の加入率を加えると、世帯をある程度カバーしているという見方もできるわけです。政策的観点からいけば、保険であろうと共済であろうと地震に関するプロテクションを引き上げるといのが大きな政策目標であって、その上においては、両者は競合する関係ではなくて、協力できる部分は協力するという体制をいかに構築するかが非常に重要だと思います。

そのときに、現在の地震保険の仕組みの中に共済が参加するという形はいろいろあるとは思いますが、それにはかなりのハードルがあるだろうと思います。今日用意していただいた制度比較表を拝見すると、それぞれの制度の中身がこれほどまで大きく違うんだということを改めて感ずるわけでして、こうした現状を踏まえた制度改革は、相当に困難だろうと推察できます。

しかし、この勉強会での議論を通じて、どこにハードルがあるのかについて議論して整理をすることは非常に有意義だと思います。国民の多くの方には、地震補償において共済の存在があるということが知られていないかもしれません。今回、こういう議論を通じて関心を持っていただく方が増えることになるとすれば、非常に意義のある勉強会になるのではないかなと思います。

○藤田座長 ありがとうございました。共済が入るための、要するに指定するための要件、基準のみならず、今、どのような点がハードルになっているかということを確認し、共有する、そういった作業も併せてすることを要望と受け止めさせていただきました。どうも

ありがとうございました。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今の点で、非常に重要な論点なので補足ですけど、多分、コロナ前だったと思いますが、内閣府の防災担当のほうで地震保険の加入と共済の加入を調べてもらったことがあるんですね。合わせると世帯加入率は高いんです。地震保険に入っていないからといって、全く保険に入っていないわけではない。あと地域差が結構あるということで、たしか中越のときに有名になりましたけど、新潟、北陸のほうはむしろ共済が強くて、熊本は地震保険で、長崎が反対だったような。かなり地域によってばらつきがある。でも、それはそれで悪いことではなくて、ある種のすみ分け。当たり前ながら、もともと共済は農村地域から発展しているので、農村地域は共済が多くて、都市部は地震保険が多いというのは、ある意味、当たり前なので、このあたりの実態把握というのをとりあえずされたほうがいいのかという気はします。

○堀田委員 それでいくと、能登地震なんかは共済のほうが損保よりも保険金を支払っているはずですよ。東日本大震災では、損保のほうが多かったと思いますけれども、それでも、JA共済は単体でかなりの金額をカバーしているという事実があります。そういう意味では、国全体の中での保険と共済というところでの役割というのが、今、うまくいっているのかどうか。さらに互いの補完的関係をつくるにはどうあるべきかという問題も、重要な議論のポイントの一つかと思います。

○新川協同組織課長 農林水産省でございます。今、堀田委員からお話がありました能登半島地震の支払いの額でございますけれども、JA共済につきましては金額で1,515億となっておりまして、損保会社の1,042億よりも若干多くなっております。熊本地震は、損保が3,913億で、JA共済は1,487億ということで、損保会社のほうが多いということでございます。ただ、先生がおっしゃるとおり、地方部で共済のほうがカバーをしているというのはそのとおりかと思っております。

○藤田座長 堀田委員から先ほど御指摘がありましたけれども、この研究会の目的、成果の在り方として、単純に財務大臣の指定の基準そのもののみならず、実態の共有、どのようなところがハードルになるかという御指摘がありました。それに加えて、どういう役割を共済が果たしているのかといった点も共有するような形にできればと思いますので、

一から調べ直すというのではなくて、可能なデータを基にでも結構ですので、そういった整理をして、この場に共有していただければと思います。関係する方々には御協力をお願いできればと思います。どうもありがとうございました。

そのほか、どの点でも御質問、御意見ございますでしょうか。大野委員、お願いします。

○大野委員 多種多様な論点がある中で、あまり大きくない論点かもしれませんが、一つ、地震が発生したときの保険金やら共済金の支払いの体制について、損保協会のほうでは損害鑑定人などを中心として御対応されて、あとは全社的に地震があった地域に大勢の方が集まって、なるべく迅速に払うような御対応をされていると伺っているんですが、一方、共済のほうは、何か専門性のある鑑定人の方がそういった対応をされているのかですとか、支払いのときの体制というものについてどういう違いがあるのかということがはっきり分からないものですから、そういったことも踏まえて、例えば制度を融合してというか、今の地震保険に共済側が加入するときに、損保側のやっているような非常に大規模な調査活動ですとか、そういったものに同じような形で御対応されるのかといったこともちょっと気になっているところではございます。そういった面も含めて様々な違いがあるということですが、地震保険に加入されるというニーズが共済側にあるのであれば、そういったことも併せて御検討いただきたいと思っております。

○藤田座長 どうもありがとうございました。支払いの際の体制についてですね。あるいは協働してそういうことができるのかとか、様々な論点があるでしょうけれども、そのところは検討課題として考えられるという御指摘でしたが、よろしいでしょうか。今の点につきまして何か御意見等、もしございましたらお願いします。ないようでしたら、御意見として承るということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

中出委員、お願いします。

○中出委員 先ほど質問をさせていただきましたが、既存の地震保険という制度に共済が加わる場合と、少し制度を違うものにしていくというのでは議論もかなり違ってくると感じますが、既存の地震保険制度に加わることについての問題点、あるいは論点を考えると、いろいろあるように思います。というのは、もともと共済と保険はいろいろな点で違います。理念も違うし、商品内容も違う、保険料率の算定方式やそこにおける考え方も違う。リスクの対象が地域を中心とするのか、全国を対象として料率体系をつくるのか、商品設

計における思想も違って、形も違って来る。財務上の管理についても違いがある。地震保険は地震保険として分けて管理をしている。損害査定の場合には、損保会社が協力して統一的な損害サービスの仕組みをつくって、その枠組みで運営している。そして、今まで長い間の蓄積によって責任準備金が蓄積していますので、過去からつくってきた制度に途中から入る場合にはその点の課題もあります。制度的に技術面で難しい論点が多くあるように思います。引受けから損害査定、そしてアカウントの管理、今までの蓄積、そういうようなものをどう考えるのかというような論点があると思います。

ただ、そうなってしまうと技術的には全くできませんという話で終わってしまうというのであれば、堀田委員がおっしゃったように、むしろそれぞれの役割を考えて、何か共有化して、共済も、地震保険というような枠組みの延長として、あるいは派生として、何か利益を得たり共通化できないか、そういうところを考えることも意味があると思います。

現在の制度の中に共済が入るかどうかについては、共済側から見た場合には、それを選択するかどうかということになり、当然、募集から何から違うので、組合員への対応も大変ですし、システム改正から何から莫大な費用がかかって、それだけのメリットがあるか。そして監督も、地震保険は元受けから再保険まで全部が一体化したものですので、共済の商品について監督官庁が元受けまでの全部に入っていくことにならないか。それを保険と共済で一元的にやっていくということになると、共済の仕組みそのものに対していろいろな影響が出てくるので、かなり大変な話になるのではないかなと思います。ですので、既存の地震保険に入るときの論点を保険と共済の両面から考える必要があり、それが難しい場合は、何か考えられることはないかということも議論することは有益だと思います。

○藤田座長 どうもありがとうございました。既存のものに入るときの論点というのは、先ほどの堀田委員のハードルの話の特定、共有という形になるでしょうけれども、さらに中出委員からは、それがあつたした場合に、あるべき協力の仕方というの、願わくは検討の課題になり得るといふ御指摘をいただいたのかと思います。

そのほか、どの点でも。佐藤委員、よろしくお願ひします。

○佐藤委員 今の点に関わるといふのですが、現実問題として、今の仕組みを前提に共済を受け入れるといふのはかなりハードルが高くて――ハードルが高くてといふか、まず無理で、ただもちろん共済の中にも、実態として見れば損保とほとんどガバナンス構造であるとか商品設計も変わらないといふのであれば、形は違ふけど、会社組織は違ふけれども、

事実上、損保みたいなものだというのであれば、既存の地震保険の制度に合わせてくれることを条件に受け入れるということはある。ただ、もともと商品性が違うとか、まさにガバナンスが違うというところにいきなり受け入れるのは大変だと思うんですね。

ただ、政策的に重要なのは、これから巨大災害、特に南海トラフとかを念頭に置くと、果たして共済の持続性は大丈夫なのということが問われる。おそらく最大のニーズは再保険をどうするかということだと思います。ただ、こちらの再保険に入らないまでも、共済側にどういう再保険の仕組みをつくれるかという視点があってもよくて、JAの建物更生共済、キャットボンドとかで有名になりましたけれども、御自身でやっている場合もあるし、そうではないという形であれば、何らかの再保険的な仕組みを共済側でまずはつくれるかどうか。それはこちらの地震保険制度とは別の形で。あとは将来的にそれをどこまでマージできるかどうかというのが次のステップだと考えるほうが、初めからフルスペック型の地震保険に入れるか入れないかでやると、これは多分、根本的にハードルが高いので、むしろ共済側の再保険制度はどういうのがあるのかなど。今でも十分対応できるというなら別にどうぞですけども、そうではないとしたら、どこに課題があるのかなど。本当はここで議論することではないのかもしれないんですが、政策論的にはそれは重要なかなという気がしました。

○藤田座長 どうもありがとうございました。具体的な制度設計までいくかどうかはともかく、そういうルート、少なくともそういう可能性があるということまでは検討課題としては議論することはできるのかもしれませんが。それはまたおいおい最終的な報告との関係で検討させていただければと思います。

○堀田委員 現在の共済制度は数多く存在していますが、それぞれ規模が大きく異なって、JA共済は突出して大きいですが、あとの共済は逆にものすごく小さいんですね。ここを統合して。民間保険と同様に何か一つの再保険制度をつくりましょうというのは難しいです。そもそも共済側のほうには契約者保護機構もないので、そこで共済だけで再保険制度を作るのはちょっと現実的ではないと思います。

○藤田座長 ありがとうございます。

そのほか、どの点でも御意見あるいは御質問ございますでしょうか。洲崎委員、お願いします。

○洲崎委員 個別具体の質問になってしまうのですがよろしいでしょうか。先ほど佐藤委員から再保険の問題についてご指摘があり、また、佐藤委員の最初の御発言のところでも、リスク分散の問題が重要だというご指摘があったと思います。そこで、今回の事務局からお示しいただいた資料「損害保険会社と共済の比較①」についてですが、その8頁で再保険なり共同引受けなり、リスク分散の仕組みについて、業態ごとの仕組みというものが一部書かれているのですが、右から2つ目の消費生活協同組合法のところは、下の段の「主な組織」という項目について、所管しているところしか書いていなくて、共同引受けや再保険があるのか、そのあたりの情報がないように思います。この消費生活協同組合におけるリスク分散の仕組みについての詳しい資料は、次回以降にまた出していただけたらと考えてよろしいでしょうか。

○藤田座長 厚生労働省からですかね。ご返答をお願いします。

○佐藤消費生活協同組合業務室室長補佐 御質問いただいたところは、消費生活協同組合法の主な組織のところの記載ということでよろしいですか。

○洲崎委員 そうです。ほかのところは共同引受けとか再保険といった説明があるのですが、消費生活協同組合法のところだけそれがないものですから、どういうことなのかなど。

○佐藤消費生活協同組合業務室室長補佐 「火災又は自然災害共済事業を実施する組合」という記載についてですが、生協には国が所管している生協と都道府県知事が所管をしている生協と2種類ございまして、国が所管している生協では、火災共済事業を実施している生協が連合会を含んで16組合あります。一方で都道府県知事が所管している生協が14組合ありますということでの記載になっており、再保険かどうかということは特に記載はしておりません。国が所管している生協のうち火災共済事業を実施しているところと、都道府県が所管している生協のうち火災共済事業をやっているところをそれぞれ記載したところであります。

○洲崎委員 ということは、消費生活協同組合については、リスク分散の方法についての情報は現時点ではないという理解でよろしいでしょうか。実際にリスク分散の仕組みがあるかどうかとは別にして。

○佐藤消費生活協同組合業務室室長補佐 そういう記載はしておりません。

○藤田座長　また次回までに補充、あるいはこの会議の後に共有していただくということは可能でしょうか。

○佐藤消費生活協同組合業務室室長補佐　はい、大丈夫です。

○藤田座長　では、よろしく願いいたします。

○佐藤消費生活協同組合業務室室長補佐　承知いたしました。

○洲崎委員　どうもありがとうございました。

○藤田座長　そのほか、どの点でも御質問等はございますでしょうか。

どちらかという、共済が長期的に参入を考えるとしたら、どのような枠組みでそれを考えるのいいか、割と大がかりな議論ですかね。その方向性をたくさん伺ったと思いますが、そのほか細かなことでも、あるいは指定の基準とか、そういったものに関わる絶対これだけは落とせない要件とかでも結構ですので。

○堀田委員　時間がありそうなので、少しお話を。これまで地震保険の検討会に参加してきて痛感しているのは、制度問題を少しでも改正するというのはなかなか大変だということです。現在の地震保険制度自体にも問題があって、本来はここを含めて議論すべきではないかと思うのです。この際、共済問題と併せて地震保険制度についても取り上げることで、共済の特徴や利点、そして統合可能性について議論ができると思います。地震保険制度を改定するというところまでは仮にいかないとしても――今回はそれが目的でないということだとしても――、地震保険自体に存在する問題点を整理することで、共済の位置づけや存在意義を理解することができるのではないのでしょうか。

例えば、地震保険は火災保険に原則自動付帯になっているのですが、この仕組みには合理性と不合理性があって、地震保険だけ入りたいというような人は排除されてしまいます。また、地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額がベースになり、しかも、火災保険の保険金額の50%が上限という制限があるために、火災保険の保険金額を抑えると、自動的に地震保険の補償の額も小さくなってしまうという問題もあります。

いずれにしても、現行の地震保険制度を前提に議論することについてはやむを得ないというふうにある程度は理解しますが、例えば、J A共済がやっている建物更生共済では損害区分も、地震保険のような4段階ではなく、実損填補でカバーしています。あるいは地

域区分について、JA共済では、全国を一律にしているわけですがけれども、地震保険では地域別料率を導入しています。つまり、保険と共済では、それぞれに利点という特徴があって、そうした観点からの共済の存在意義や役割も認識する必要があると思います。

ここでの議論では、共済のほうが地震保険に合わせない限り一歩も引き下がりませんよということになると、結果的には水と油みたいなことになってしまって何の結果も得られなくなるのではないかと危惧します。保険のほうが少し部分的に改定することで両者が少し歩み寄る可能性があるならば、積極的に議論すべきことがあるかもしれません。

○藤田座長 どうもありがとうございます。ただいまの意見も含めて、何をアジェンダとして取り上げ、何を目的に議論するか、次回以降、それも考えさせていただければと思います。

そのほか、どの点でも。中出委員、お願いします。

○中出委員 ありがとうございます。これもこの会で御議論いただきたい事項から離れてしまうかもしれないので申し訳ないのですが、この会の議論としては、地震保険という制度があって、そこに入るための基準なり論点を明確化することなのかもしれませんが、視点としては、10年、20年という長いスパンでいろいろなことを考えていくことも同時に必要かなと思います。直接議論する論点ではないかもしれませんが、私自身の問題意識として感じている点を述べます。現在、地震だけでなく、自然災害のプロテクションギャップというものが非常に大きくなってきていて、今までは火災保険の中でいろいろなリスクを消化できていたのが、台風その他の自然災害リスクを消化できるか、保険でリスクを消化していく中で、再保険制度をどこまで利用できるかという大きな課題がでてきています。

この問題は世界的にも生じていて、いろいろな国では、地震とかの単一ではなくて、各種の自然災害を対象としてプロテクションギャップを解消するための官民連携の仕組みをつくり出していく動きがあります。世界のいくつかの国でそういう制度が生み出されてきています。日本の場合、地震保険はうまくいって来た。風水災などのリスクに対しても、共済にしろ、民間の保険会社にしろ、うまくリスクを消化できてきた。そういうように言えると思いますが、今までうまくいって来たところも、だんだんと再保険の問題などで難しい状況が生じてきている状況があります。大きな自然災害リスクに対して、どういう形で、国として、国民が自ら保険や共済を使って備えていくことにインセンティブを与えて

いくかはとても重要な課題だと思っています。

以上のことは私の認識で、そのことを議論したいということではありませんが、そうした視点に立った場合に、共済という制度をどうやって生かしていくかはとても重要な点です。もちろん、今のここの「御議論いただきたい事項」については、先ほど私が述べましたように、技術的に非常に難しいし、単に難しいだけでなく共済制度そのものの良さを変えてしまう懸念はないか、要は、地震保険は保険ですので、保険を共済でやりますかという話になってくるため、その議論は難しい面も感じます。しかし、せつかくのこういう場ですので、将来的な課題として、各種の自然災害に対してどういう形で自助に対するインセンティブを与えて国土強靱化に向かっていくことができるかという視点は、持つておく必要があるように思います。

○藤田座長 どうもありがとうございました。アジェンダの在り方にも関わる御指摘だと承りました。事務局で受け止めた上で、適宜整理をお願いできればと思います。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 初回なので、いろいろな論点を出していいのかなと思ったものですから。ちょっと懐かしい話で、まだ地震保険研究会がプロジェクトチームだった頃に、まさに地震保険の商品性の話というのが確かに議論があったんですね。もう少しいろいろなニーズに即した商品化があってもいいのではないかと。もっと簡単な地震保険の仕組みがあってもいいのではないかとか、あるいはフルスペックで、火災保険と同じ金額をカバーするような地震保険、保険料率はもちろん変えますけれども、あってもいいのではないかとか、そのような議論はあったかなと思います。本質的には、確かに地震保険の商品性についての議論にもつながるものなのかもしれないというのが一つ。それはただの所感です。

もう一つ、忘れないうちに、多分、地震保険の最大の眼目は国の再保険制度なんですけど、これを言うと民主党時代を思い出しますが、国の再保険というと、別に国が税金を入れてくれているわけではなくて、あのときそう思われていたから埋蔵金だと言われてしまったんですけど、そうではなくて、これは保険料の積立てでしかないんですね。だから、仮に共済が国の再保険制度に入るとしても、別に国が税金を出してくれるわけではなくて、彼らの保険料を拠出してもらわないといけないはずなんですよ。損保もよく言うことですが、レイヤーのことを考えると、比較的軽微な損害については全面的に民間サイドが出していて、国が集めた地震保険料が出ていくのは大きな災害のときというすみ分

けになっているんですね。共済にとってこれでいいのかなというのももう一つの問題で、共済は地方が多いということを考えると、我々が想定するような首都直下とか南海トラフの巨大災害というよりは、もっと日常的な災害だとすると、ある意味、国の再保険制度で、今のレイヤーのようなことを前提に出してしまうと、損保がそうだったんですけど、民間側の積立金が少なくなるというか、国側に積立金が出るけど、保険金が払われないままになる。だから、その辺の拠出の仕組みも、地震保険の建て付けと共済の建て付けが本当に合っているのか。

さっき、すみ分けという言葉を使いましたが、都市部が地震保険だということを考えると、地震保険制度がカバーしているのは巨大災害を念頭に置いているということ。地方部はもうちょっとスタンダードなというか、もちろん能登のような例外はありますが、もっとスタンダードな災害を前提にしているということであると、この辺のレイヤーの建て付けも違ってくるのかなという気がしたということです。この種の議論が外に出るとき、国の再保険制度というとまた税金の話だと思われてしまうので、そうではないことだけは念押しされておいたほうが誤解を招かずいいと思います。以上です。

○藤田座長 どうもありがとうございました。そもそも共済がどのような地震リスクをカバーしているのか、あるいはすべきなのかという話とも、最初の御指摘とも関係するお話だったと思います。ありがとうございました。

そのほか、どの点でも御意見等ございますでしょうか。初回ですので、どのような観点からでも結構ですので、よろしくをお願いします。

○佐藤消費生活協同組合業務室室長補佐 厚生労働省でございます。先ほど洲崎委員から御質問いただいた件について、説明できなくて恐縮でございます。先ほどの件で、共同引受けという話でございますが、国が所管している生協16組合には連合会を含むと記載してあります。独立して共済事業制度を実施している単位生協も当然ございますが、別途連合会というのがありまして、連合会には国が所管している単位生協や、ここで14組合と記載しております都道府県知事が認可している共済事業を実施している生協が加入をしているということになっています。そして、この加入している生協が、連合会がつくっている商品を利用して組合員に供給をしているということになりますので、共同引受けというよりは、元受けとして共済事業を実施する連合会があって、そこに生協が会員として加入し、その生協が加入している組合員に連合会がつくっている商品を供給する、というようなこ

とで、ほかの組合でいう共同引受けという形ではありませんが、連合会、単位生協、組合員という構造が連合会の組織においてはできているという状況になっております。以上でございます。

○藤田座長 どうもありがとうございました。リスクの分散がここではないとすると、本質的にかなりほかの制度と違うことになりませんが、もし必要があれば、さらに調べた上で御報告いただければと思います。

どうぞ。

○堀田委員 先ほどから合流という言葉が出ていますけれども、合流といっても、どの段階で合流するかという問題もあると思います。政府再保険の段階で合流するという考え方もあるかもしれませんが、日本地震再保険株式会社の段階で合流することも考えられます。それぞれの場合で、共済側の対応は異なってくるはずですが、合流というときの具体的なイメージも併せて考えるべき論点だと思います。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

そのほか、どの点でも。大野委員、お願いします。

○大野委員 様々なレベルの議論があるかと思うんですけれども、そもそも昭和40年代の答申でございますとか、あと昭和55年の「地震保険のすべて」などに、組合の性格、担保力等のほかにも、地域的な危険分散とか、例えば全国民を対象としているですとか、契約者の範囲が特定していないとか、そういったことがいろいろ言われていた時代でございますけれども、そのあたりのことは今回は考慮しなくていいのか。しなくていいとすれば、どういう理由なのかといったことも、議論というか、確認できればいいなと思っております。皆様がおっしゃっているとおり、今の共済の制度ですと、こういったものになかなか合致しないのかなと考えておる次第ですけれども、参入の方向性ということを考えていく上で、この部分というのはどういうふうに検討してよいのか、あるいは、もうこの部分はあまり考えなくてよいのかといったことも、もう少し根本的な問題として確認できたらなと思っております。

○藤田座長 どうもありがとうございました。論点としては、7ページの(ロ)で書かれているような要件、考え方が、今現在、そのままの形で維持されているのかといったこと

も要確認だという御指摘ですね。ありがとうございました。

そのほか、どの点でも御意見等ございますでしょうか。無理に引き延ばす必要は必ずしもないのですけれども、初回ですので、今後の検討の仕方とかアジェンダも含めて、もう既に随分御意見をいただきましたけど、もしさらにあれば、いただければと思いますが。どうぞ。

○佐藤委員 これは金融庁さんに質問になるかもしれません。今回、地震保険の話をしていきますけど、もっと一般論で、例えば生命保険でもその他損害関係でも何でもいいですけど、保険会社と共済の間で、ある種、共通のアジェンダがあって、共済についてもある程度監督しなければいけないようなことがあり得るのか。地震保険以外のリスクについてですね。何かそういうアジェンダというか、課題はこれまでもあったのか。つまり共済と損保のすみ分けの問題について、これまでもほかの分野で議論があったことがあるのかということ。

それから、似ているのは、金融機関と銀行とその他、微妙なところの金融機関というか、何かありそうな気がするんですよね。やっているサービスは似ているんだけど、業態が違っているために、監督官庁も違うし、規制の仕方も違うということ。ただ、国としてこれまでもこの種のものはあるんですかね。再保険の話は横に置いておいて、地震保険がちょっと特殊な分野だと思ったほうがいいのか、意外とこのようなことはほかのところでもあったらいいのか。

○堀田委員 それで言ったらありますよ。かつて2002年頃に、自賠責保険プールに共済が合流するという議論がありました。それまでは保険と共済は、それぞれ別々だったんですけども一本化するということで、そのときも大変な議論を経た上で、今は一本化されていますね。ただ、自賠責保険と地震保険の大きな違いは、自賠責保険は強制保険で、地震保険は任意保険であることです。両者は性格がかなり違うので、同じ議論ができるかどうかというのは分かりません。ただ、合流という意味で前例がないというわけではないということはあるのではないかなというふうには思います。

○藤田座長 金融庁から何か今の点についてございますでしょうか。

○佐藤保険商品室長 ありがとうございます。金融庁でございます。私も自賠責の他には思い付きませんでした。

○藤田座長 自賠責は自賠責で随分固有の話で論点を持っていますし、あれはそもそも単品で売って、民間保険はその上乘せということですので、大分性格が違うことは違うのですが、制度的なしっかりしたものが組み立てられている中に合流できるかという議論があったことは確かですね。

そのほか、どの点でも。よろしいでしょうか。

それでは、これ以上、特にないようでしたら、そろそろ本日の議論を終了したいと思います。本日、様々な角度から、特にアジェンダ設定も含めていろいろ御意見をいただきましたので、事務局で一旦預かって整理をさせていただいた上で、次回以降、生かしていければと思います。

それでは、事務局にお返しします。

○高橋信用機構課長 ありがとうございます。次回の勉強会の開催につきましては、座長と御相談の上、また事務局よりお知らせさせていただきます。

なお、議事録につきましては、メール等を用いて委員の皆様に御確認させていただきます。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日は御多忙の中、誠にありがとうございました。本日はここで閉会いたします。

午後 3 時30分閉会